令和８年度第１回
大分県スポーツ推進審議会

□　期　日　令和８年１１月２日（月）

□　場　所　大分県庁舎新館１３３会議室

令和８年度第１回大分県スポーツ推進審議会

□日　時　令和８年１１月２日（月）１３：３０～
□場　所　大分県庁舎新館１３３会議室

次　　第

１　開　　会

２　挨　　拶

３　議　　題
（１）第２期大分県スポーツ推進計画（改訂版）の素案について

４　そ　の　他
（１）今後のスケジュール

５　閉　　会

４　議　　題

（１）第２期大分県スポーツ推進計画（改訂版）の素案について

・別紙１　第２期大分県スポーツ推進計画改訂版（素案概要）
・第２期大分県スポーツ推進計画改訂版（素案）

５　その他

（１）今後のスケジュール

Ｒ８．１２月中旬
～Ｒ９．１月中旬　　パブリックコメントの実施

Ｒ９．１月中旬～
Ｒ９．２月上旬　　パブリックコメント反映検討・素案修正

Ｒ９．２月２２日（月）　第２回大分県スポーツ推進審議会
　　〇パブリックコメントの報告
　　〇第２期大分県スポーツ推進計画改訂案の協議　等

Ｒ９．３月上旬　　「第２期大分県スポーツ推進計画改訂版」を
大分県教育委員会に議案として附議

Ｒ９．３月中旬　　大分県議会常任委員会に報告

※議会報告終了後、公表

大分県スポーツ推進計画フォローアップ委員会設置要綱

（目的及び設置）
第１条　本県のスポーツ振興施策の指針となる「大分県スポーツ推進計画」（以下「計画」という。）改訂版の策定に当たり、具体的な内容等を検討するため大分県スポーツ推進　計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）
第２条　委員会は、別表１に掲げる委員をもって組織し、委員は大分県教育委員会教育長が委嘱する。
２　委員会に委員長をおき、大分県スポーツ推進審議会代表をもって充てる。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
４　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
５　計画の内容に関する専門的な事項を調査・研究するため、委員会の下に専門部会を置くことができるものとする。

（任期）
第３条　委員の任期は、委嘱した日から計画の改訂に係る業務の完了までとする。

（会議）
第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　会議は、第２条に規定する委員の他、必要に応じて専門的な知識を有する学識経験者等に出席を求め、指導助言を受けることができるものとする。

（庶務）
第５条　委員会の庶務は、大分県教育庁体育保健課において処理する。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　　則　この要綱は、平成２６年６月３０日から施行する。
附　　則　改正後の要綱は、平成２７年５月１日から適用する。
附　　則　改正後の要綱は、令和８年７月１日から適用する。

別表１

大分県スポーツ推進計画フォローアップ委員会委員名簿

	役職	氏　　名	性別	所属役職名
1	委　員	今井　小百合	女	県企画振興部　スポーツ振興課 スポーツ企画班　主幹
2	委　員	工藤　真一郎	男	総合型地域スポーツクラブハイタッチ大分代表
3	委　員	佐藤　輝秋	男	県福祉保健部　障害者社会参加推進室 地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班室長補佐
4	委　員	髙橋　隆一	男	公益財団法人大分県理学療法士協会副会長 （県スポーツ推進審議会委員）
5	委　員	谷口　勇一	男	大分大学教育学部教授 （一般社団法人大分県スポーツ学会理事長）
6	委員長	羽田野　明美	女	大分陸上競技協会専務理事 （県スポーツ推進審議会委員）
7	委　員	宮成　康蔵	男	公益財団法人大分県スポーツ協会事務局長
8	委　員	山崎　祐也	男	大分県スポーツ推進委員協議会副会長
9	委　員	由見　由美	女	豊府新体操スポーツ少年団代表指導者 （県スポーツ推進審議会委員）

（五十音順）

大分県スポーツ推進審議会条例

（昭和三十七年三月三十一日大分県条例第十八号）

（設置）

第一条　スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号。以下「法」という。)第三十一条の規定に基づき、大分県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第二条　審議会は、法第三十五条に規定するもののほか、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。

一　法第十条第一項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

二　スポーツの施設及び設備の整備に関すること。

三　スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。

四　スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。

五　スポーツの団体の育成に関すること。

六　スポーツによる事故の防止に関すること。

七　スポーツの技術水準の向上に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（定数）

第三条　審議会の委員の定数は、二十名以内とする。

（任命）

第四条　審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

（任期）

第五条　審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　審議会の委員は、再任されることができる。

（会長等）

第六条　審議会に、会長一名及び副会長二名を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

３　会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第七条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第八条　審議会の庶務は、教育庁において処理する。

（細則）

第九条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附　則

１　この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

２　大分県保健体育審議会条例（昭和三十三年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附　則（平成一一年条例第三六号）抄

１　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一六年条例第三三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年条例第三四号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にスポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)による改正前のスポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第十八条第四項の規定により任命されている大分県スポーツ振興審議会の委員は、改正後の大分県スポーツ推進審議会条例第四条の規定により任命された大分県スポーツ推進審議会の委員とみなす。

大分県スポーツ推進審議会委員名簿

任期　（自）令和　8 年3月12日
　　（至）令和 10 年3月11日

No.	区分	分野	委員名	性別	役職名等
1	学識経験者	学校体育	板　井　靖　之	男	大分県中学校体育連盟会長
2			佐　保　宏　二	男	大分県高等学校体育連盟会長
3		競技スポーツ	小　澤　正　風	男	(株)大分フットボールクラブ代表取締役社長
4			羽田野明美	女	一般財団法人大分陸上競技協会専務理事
5			小笠原順子	女	一般社団法人ゆれる代表理事 （水泳オリンピアン）
6			矢　田　成　昭	男	一般社団法人 日本車いすバスケットボール連盟副会長
7			池　部　純　政	男	大分県パラスポーツ指導者協議会相談役
8		生涯スポーツ	由　見　由　美	女	豊府新体操スポーツ少年団代表指導者
9			牧　　和　志	男	大分県スポーツ少年団本部長
10			髙　山　誠　一	男	大分県スポーツ推進委員協議会会長
11			久士目弘美	女	大分県総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会幹事長
12			横山美智代	女	公益社団法人日本3B体操協会 大分県支部スタッフ
13		健康・医科学	大　場　俊　二	男	公益財団法人大分県スポーツ協会 スポーツ医科学委員会委員長
14			髙　橋　隆　一	男	公益社団法人大分県理学療法士協会副会長
15			平　川　史　子	女	別府大学食物栄養科学部教授
16		体育スポーツ全般	川　原　ゆ　い	女	C.A.N.basketball school&team代表 （中学生地域スポーツクラブ指導者）
17			竹　田　隆　行	男	日本文理大学経営経済学部教授
18		公募	穴井洋一郎	男	大分県少林寺拳法連盟理事長
19			梅　木　宏　美	女	九重町総合型地域スポーツクラブここのえ夢 クラブ事務局長兼クラブマネジャー
20	行政	市町村	古　賀　精　治	男	大分県市町村教育委員会連合会会長